

令和3年度 第2回山梨地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時：令和3年7月29日（木）午前10時00分～10時47分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 石垣委員、伊藤委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、荻木委員、川島委員、長谷川委員、前嶋委員
事務局 生方労働局長、田村労働基準部長、
太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議事

- (1) 今後の審議日程について
- (2) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

5 審議会内容

（賃金室長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第2回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、石垣委員が遅れているようではございますが、全委員の皆様にご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【(1) 今後の審議日程について】

（反田会長）

皆様おはようございます。

それでは議事に入ります。

まず、議事（１）の「今後の審議日程について」です。
事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

御手元に配布しております、「令和３年度地域別最低賃金審議日程表」を御覧ください。

これは、７月１日に開催されました第１回の本審で御承認いただいたもので、１０月１日の発効を想定した日程となっております。

本日は、この本審が終了した後、第２回の専門部会を開催いたします。

専門部会の委員の皆様はよろしく願いいたします。

また、８月１７日は、特定最低賃金検討委員会の開催を予定しております。

同委員会におきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありとの結論に至った場合には、８月２３日に予定されております異議審の場におきまして、特定最低賃金の改正決定の諮問をさせていただき予定としております。

以上でございます。

（反田会長）

ただいま事務局から説明がありましたが、この日程は７月１日に開催した第１回の本審で承認されたものであります。

何か御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

（各側委員）

（質問等なし。）

（反田会長）

よろしいでしょうか。

【（２） 令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について】

（反田会長）

ないようであれば、次の議事に入ります。

議事（２）の「令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について」、事務局から、

説明をお願いします。

(賃金室長)

御手元に配布しております審議資料の1ページを御覧ください。

これは、7月16日に中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣あてに提出されました答申及びその別紙の写しです。

皆様に既にメールでお送りしたものと同一ものになります。

答申の別紙としまして、2ページの「公益委員見解」及び4ページの「目安に関する小委員会報告」が添付されております。

本年度の答申別紙の公益委員見解によりまして、本年度の引上げ額の目安は、AからDの全てのランクにおきまして、プラス28円となりました。

この理由につきましては、2ページの2(1)の から を総合的に勘案したとしております。

具体的には、昨年より上げ幅は縮小しているものの、賃金上昇率が引き続きプラス水準であること、名目GDPは一時期よりも回復していること、新型コロナウイルス感染症に関して、今年度はワクチン接種が開始され、昨年度とは審議の前提となる状況が異なること、企業利益は、産業全体では回復が見られること、雇用情勢は横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、一昨年度までと同程度最低賃金を引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、消費の拡大につなげる経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視する必要があること等を勘案したとしております。

1ページに戻っていただきまして、答申文の中では、記の4におきまして、「業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを強く要望する」との文言が入ったことが昨年度とは異なっております。

続きまして、資料の7ページからを御覧ください。

業務改善助成金の特例・拡充のほか、現在、政府では、最低賃金を引き上げやすい環境整備のための支援策が検討されております。

その内容を取りまとめ、7月21日に開催されました経済財政諮問会議に提出された資料が7ページからの資料となります。

資料の12ページを御覧ください。

引上げ額45円のコースが新設されるなどの、業務改善助成金の特例的な要件緩和及び拡充に関する資料となります。

これら業務改善助成金の拡充等につきましては、来月の1日から適用されること

となっております。

次に戻っていただきまして、資料の 11 ページを御覧ください。

雇用調整助成金に係る資料となります。

雇用調整助成金の特例は、今年の 12 月末まで延長され、さらに、事業場内最低賃金を一定以上引き上げる場合には、10 月以後は、休業の延べ日数が所定労働日数の 20 分の 1 以上などといった休業要件を問わずに支給対象となることになりました。

その他の資料につきましては、後で御確認をお願いいたします。

説明は以上です。

(反田会長)

ただいま事務局から説明がありました、「地域別最低賃金額改定の目安」に関連しまして、御質問、御意見はございますか。

(一之瀬委員)

ちょっとよろしいですか。

この、休業要件を問わずにというのは、大企業も含むという意味ですか。

雇用調整助成金の対象のところですが。

(賃金室長)

ちょっとそこのところは承知しておりませんので、確認いたしまして、皆様にご連絡させていただきたいと思えます。

(反田会長)

では、後で調査の上報告をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(反田会長)

そのほかにもございますか。

【(3) 賃金実態調査結果等について】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事(3)「賃金実態調査結果等について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明いたします。

賃金実態調査結果の説明に入る前に、まず、皆様にお詫びを申し上げます。

厚生労働省では、例年、同調査を5月頃に全国的に実施し、6月分の賃金のデータについて取りまとめた結果を、中央最低賃金審議会に資料として提出しております。

先般開催されました中央最低賃金審議会の目安小委員会におきまして、昨年度と本年度の同調査結果の集計に誤りがあったと、厚生労働省が発表し、お詫びしたところでございます。

当該調査は、厚生労働省本省において行っており、地方の各労働局は当該調査に関与しておりませんが、調査結果の資料につきましては、各地方の最低賃金審議会におきましても資料として提出されておきまして、当局におきましても、昨年度の審議会に資料として提供させていただいておりました。

なお、本年度分の調査結果につきましては、この後、訂正後のデータを用いて説明させていただきます。

御手元に配布しております資料の15ページを御覧ください。

訂正箇所と訂正後の数値につきましては、ここに記載されてございます。

主な訂正内容は、資料の中の第4表の 及び の「産業計の賃金上昇率」を訂正したというものでございまして、昨年度のBランクの賃金上昇率は、一番下から4行目に記載がございしますが、0.4%から0.7%に訂正がなされております。

昨年度に御提出した資料の中に、このような誤りがありましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

(反田会長)

この第4表につきましては、審議する際に、もちろん参考にはしているけれども、特定の指標によって、最低賃金の引上げ額を自動的に決定しているわけではなく、様々なデータを踏まえて検討した上で、総合的に勘案して、公労使で審議して、昨年度の改正額を決定しております。

4表のデータが間違っていたことは確かに問題ではありますが、これにより、昨年度の議論が大幅にゆがめられたというふうには考えておりません。

厚生労働省から訂正の報告を受けた中央最低賃金審議会におきましても同様の結論付けを行っておりますが、当審議会としましても、厚生労働省において、今後、再発防止を図っていただくということによろしいかと思えます。

皆様のご意見を伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

異議なし。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、引き続き説明をお願いします。

(賃金室長)

資料の29ページを御覧ください。

「令和3年賃金改定状況調査結果」の資料となります。

厚生労働省では、例年、最低賃金に関する実態調査として、2種類の調査を実施しております。賃金改定状況調査は、そのうちの一つの調査で、全国の中小零細企業の事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的とした調査となります。

調査の概要が29ページに記載されております。

次に資料の31ページを御覧ください。

これは、「第1表 賃金改定実施状況別の事業所の割合」になります。

1月から6月までに賃金の引上げを実施した事業所、1月から6月までに賃金の引下げを実施した事業所、賃金改定を実施しない事業所及び7月以降に賃金の改定を実施する予定の事業所のそれぞれの割合について、AからDのランク別にそれぞれ記載されております。

山梨はBランクになりますので、赤枠で囲ってございますBランクのところを見ていただきますと、左上の全産業の計で、1月から6月に賃金の引上げを実施した事業所の割合は36.5%、1月から6月に賃金の引下げを実施した事業所の割合は1.1%、賃金改定を実施しない事業所の割合は48.3%、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は14.1%にそれぞれなっております。

業種別の数値につきましては、後で御確認ください。

次に資料の 34 ページを御覧ください。

「第 4 表の 、一般労働者とパートタイム労働者の男女別の賃金上昇率の表」になります。

4 表の と のデータにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、誤りがございましたが、これは訂正後のものとなります。

B ランクのところを御覧いただきますと、全産業の男女の合計で、賃金上昇率は 0.1% となっております。

業種別や男女別の数値につきましては、後で御確認ください。

次に資料の 35 ページを御覧ください。

「第 4 表の 、一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率」の表になります。

B ランクのところを御覧いただきますと、全産業の計で、一般・パートの計は、先ほど申し上げましたとおり、0.1% となっており、その下の一般労働者につきましてはマイナス 0.1%、パート労働者につきましては 0.4% となっております。

業種別の数値につきましては、後で御確認ください。

次に資料の 39 ページからを御覧ください。

令和 2 年の賃金構造基本統計調査結果の賃金分布についてグラフ化したものになります。

山梨のデータが記載されているページと、山梨と比較するため、A ランクと B ランクの都府県のデータが記載されているページのみの抜粋としてございます。

山梨のグラフにつきましては、一般及び短時間労働者の合計のグラフが 44 ページ、一般労働者のみのグラフが 49 ページ、短時間労働者のみのグラフが 54 ページに、それぞれございます。

次に資料の 55 ページを御覧ください。

これは、平成 23 年度から令和 2 年度の地域別最低賃金の全国加重平均額と、ランクごとの加重平均した未満率、影響率の推移をまとめた表となります。

B ランクの、赤枠で囲ったところを見ていただきますと、一番右側の令和 2 年度の未満率は 1.5%、影響率は 3.4% となっております。

次に資料の 56 ページを御覧ください。

最低賃金基礎調査の結果に基づく都道府県別の未満率及び影響率が記載されておりまして、山梨における未満率は 0.9%、影響率が 2.4% となっております。

次の 57 ページには、賃金構造基本統計調査の結果に基づく未満率及び影響率が記載されております。

これらの調査は対象となる事業場が異なるため、未満率及び影響率の値も異なる結果となっております。

続きまして、資料の 59 ページを御覧ください。

上の表は、山梨県の最低賃金の推移の一覧となっております。

その下のグラフは、引上げ率の推移を表したものになります。

次に、資料の 63 ページからを御覧ください。

これは、本年度の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、県内の「賃金階層別、業種別、規模別」の労働者数を記載した一覧表になります。

それぞれの賃金階層は、一番左側に記載されておりますが、各階層の幅は、一律ではなく、現在の最低賃金額 838 円に近いところは 1 円刻み、金額が大きくなるにつれて、10 円刻み、100 円刻みとなっていることに御注意ください。

賃金額の横の数字は、それぞれの階層に何人いるかを「累積の」労働者数で表しており、また、カッコ内の数値は「累積の」比率となっております。

次に資料の 69 ページを御覧ください。

これは先ほどの表を、賃金階層の幅を一部広げた上で、一般労働者、パート労働者の別で、グラフ化したものです。

上のグラフが該当労働者数の累積度数分布、下のグラフがそれぞれの賃金階層の労働者の分布の表になります。

次に資料の 71 ページを御覧ください。

これは、本年実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、現在の最低賃金額である 838 円を下回っている労働者の比率、「未満率」を算出した結果と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合、「影響率」を 1 円刻みで、裏面の 888 円まで試算した結果を示した資料となります。

次に資料の 73 ページを御覧ください。

生活保護に係る施策との整合性についての資料となります。

最低賃金は時間額で決められておりますが、一方、生活保護は月額で決められており、単純な比較は困難ということで、平成 20 年度の中央最低賃金審議会におきまして比較方法が整理され、第 1 類費、第 2 類費及び期末一時扶助費それぞれの加重平均値を足し上げ、これに住宅扶助の実績値を加えたものと、最低賃金額を月額に換算した額とで比較することになりました。

次に 79 ページからの資料を御覧ください。

山梨の最低賃金と生活保護を実際に比較計算した資料となります。

81 ページの 3 に計算結果が出ておりますけれども、山梨においては、手取額でみた 1 か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を 28,344 円上回る結果となりました。

私からの説明は以上でございます。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

【 (4) 労使からの意見聴取結果について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事(4)「労使からの意見聴取結果について」に入ります。
事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

資料の85ページを御覧ください。

労使からの意見聴取につきましては、昨年度と同様の方法により、昨年度と同じ事業場、具体的には、仕出し弁当の製造販売を行う製造業1社、社会福祉施設を営む1法人の労使双方に対して実施いたしました。

企業名の公開につきましては、残念ながら、両社とも応じていただけていないため、昨年度と同様に、本資料におきましては、「A社」、「B法人」との表示になっておりますことを御理解いただきたいと思います。

この意見聴取結果につきましては、先般開催されました第1回の専門部会におきまして、同じ資料をお配りいたしまして、既に説明させていただいたところです。

このため、本日は詳細な説明は省略させていただき、本年度の最低賃金の改定に係る御意見のみ紹介いたします。

A社の使用者側の方は、全国加重平均で早期に1,000円を目指すとの政府方針には理解を示しながらも、段階的な引上げをお願いしたいとし、具体的には、A社の企業内最低賃金が860円であることから、実質的に自社に影響がない860円までの引上げは許容できるが、それ以上の引上げについては、人件費の増加に直結し、コロナ禍で売上げが減少して、売上増を模索している段階の現状では許容できないとのことでした。

B法人の使用者側の方は、雇用の確保が第一で、最低賃金を大幅に引き上げるこ

とには反対とし、政府方針の「早期に1,000円」につきましては、とても無理、経営がもたないとおっしゃっていました。

具体的な引上げ額につきましては、昨年度もおっしゃっていたのですが、山梨県の最低賃金は850円ぐらいが妥当なのではないかとの考えをお持ちで、企業内最低賃金は現状840円ですが、850円までの引上げであれば可とおっしゃっていました。

A社の労働者代表の方は、社会全体のことを考えると、生活が大変な人も多いので、最低賃金を引き上げるべきだとは思いますが、業績が回復していない会社の状況を考えると、最低賃金が引き上げられて、人件費が上がると、会社の経営がさらに苦しくなるので、最低賃金が上がることは望んでいないとおっしゃっていました。

B法人の労働者代表の方は、現在の最低賃金である838円は安く、自分はこの金額では働かないと言いつつも、本年度の最低賃金の引上げについては、自分自身が最低賃金で働いているわけではないので、何とも言えないとして、意見をお聴きすることはできませんでした。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただ今の事務局の説明につきまして御質問等がございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

【(5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事の議題の(5)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の「諮問」となりますが、労働局長から諮問をお受けする前に、事務局から申出の経過などについて、説明をお願いします。

(賃金室長)

事務局から申出の経過などについて、説明をさせていただきます。

特定最低賃金につきましては、本年2月に、「電機連合山梨地方協議会」から「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報機械器具製造業最

低賃金」の改正についての申し出に関する意向表明が、また、「基幹労連山梨県センター」、「自動車総連山梨地方協議会」、「電機連山梨地方協議会」及び「JAM甲信山梨県連絡会」の連名で、「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」に係る同様の意向表明がございました。

その後、表明されました意向のとおり、本年7月26日付けで、特定最低賃金の改正決定についての申出書が、電機、自動車それぞれから提出されました。

資料の101ページからを御覧ください。

これらがその申出書の写しとなります。

なお、申出書に添付されておりました各単組の合意書及び委任状並びに協定書等につきましては、本資料への添付は省略させていただいております。

自動車につきましては、資料の107ページとなりますが、各組合の内訳を取りまとめた資料を参考に添付してございます。

受理いたしました申出書につきまして、事務局で内容を確認させていただき、本日、改正決定の必要性を御検討いただく諮問をさせていただくこととなりました。

ここで、改めまして、特定最低賃金につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料の109ページを御覧ください。

地域別最低賃金と特定最低賃金の違いにつきまして、記載されております。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットである一方、特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものであり、また、公正な賃金の決定に資するものとされております。

次に110ページを御覧ください。

これは、特定最低賃金の改正等の手順について記載した図です。

地域別最低賃金とは上段の部分が異なっております。

まず、改正の意向表明をいただき、その後、申出書の御提出をいただいたのち、労働局長から、地方最低賃金審議会に改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

これを受けまして、地方最低賃金審議会では、特定最低賃金検討委員会を設置しまして、特定最低賃金の改正決定の必要性について調査審議を行っていただくこととなります。

必要性ありとの結論に達し、御答申をいただいた場合には、改めて労働局長から改正決定の諮問をさせていただき、地域別最低賃金の場合と同じように専門部会を設置していただき、調査審議に入っていただくという流れとなります。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、労働局長から諮問をお受けします。

【 局長から会長に諮問文手交 】

(反田会長)

それでは、ただいまの諮問文の写しを皆様に配付していただきまして、諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

まずは電気の方から朗読させていただきます。

山梨労発基 0729 第 1 号、令和 3 年 7 月 29 日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長生方勝。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和 3 年 7 月 26 日付けをもって申出代表者電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

次に、自動車の方を朗読いたします。

山梨労発基 0729 第 2 号、令和 3 年 7 月 29 日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長生方勝。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和3年7月26日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長日野原頼人、自動車総連山梨地方協議会議長宮澤久一、電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹及びJAM甲信山梨県連絡会会長杉原孝一から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

（反田会長）

それでは、諮問に当たりまして、労働局長からごあいさつをお願いします。

（山梨労働局長）

皆様、大変ご苦勞様でございます。

先ほど、事務局から、本日の諮問に至るまでの経緯につきまして説明させていただきましたとおり、電機関係及び自動車関係の特定最低賃金につきまして、本年2月に改正申出の意向をお受けし、さらに、今月、正式に申出書の提出をいただいたところでございます。

これを受けまして、本日、令和3年度における改正の必要性の有無につき諮問をさせていただきます。

地域別最低賃金は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割を果たすものでございますが、一方、特定最低賃金につきましては、特定の産業における労働条件の向上、又は事業の公正競争の確保の観点から、当該関係労使の申出を要件としまして、労使のイニシアティブにより決定されるものとなっております。

地域別最低賃金の御審議と同様に、皆様方には難しい御判断をいただくこととなりますが、特に労使の皆様方のイニシアティブを十分に発揮していただき、御審議くださいますようお願い申し上げます。諮問に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま、労働局長から、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、それから山梨県自動車・同附属品製造業の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がありました。

そこで、当審議会としましては、特定最低賃金検討委員会を立ち上げまして、審議を行い、その結果を踏まえて答申をしたいと思えます。

では、ここで、特定最低賃金検討委員会の委員につきましてお諮りしたいと思います。この委員会について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

資料の117ページからの「令和3年度最低賃金改正等の推進について」を御覧ください。

第1の1によりまして、審議会の下に「特定最低賃金検討委員会」を置くこととされております。

次に118ページを御覧ください。

上の方の(3)に、特定最低賃金検討委員会について記載されております。

この中で、検討委員会の委員につきましては、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員の中から、各2名を選出していただき、会長が指名することとされております。

したがいまして、検討委員会の設置に当たりまして、各側2名の委員の御選出をよろしく願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

今の事務局の説明について、御質問、御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金検討委員会の委員につきまして、各側2名ずつの選出をお願いします。

事前に、事務局から、本日この場で報告をしていただく旨の連絡がなされていると思えますので、各側から御報告をお願いします。

最初に、労働者側からお願いします。

(白倉委員)

労働者側でございますが、小林委員と櫻井委員となります。

(反田会長)

では次に、使用者側委員をお願いします。

(一之瀬委員)

使用者側は、私一之瀬と川島委員をお願いします。

(反田会長)

それでは、ただいま報告がありました、労働者側委員は、小林委員と櫻井委員、使用者側委員は、一之瀬委員と川島委員、公益委員は、事前に協議しております、伊藤委員と鷹野委員にお願いをいたします。

委員長と委員長代理につきましては、規程によりまして、公益委員の中から委員が互選するということになっておりますが、検討委員会の開催の席で選出をしていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、特定最低賃金検討委員会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

はい。

御手元に配布しております、「令和3年度 地域別最低賃金審議日程表」を再び御覧ください。

特定最低賃金検討委員会につきましては、8月17日の午前10時から、山梨労働局の1階大会議室において開催予定となっております。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、ただいまの6名の委員の方々は、この日程で検討していただくこととなりますのでよろしくをお願いします。

【 (6) その他 】

(反田会長)

それでは、最後の「(6)その他」に入りますが、各側何かございますか。

(各側委員)

(質問・意見なし。)

(反田会長)

それでは、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

最後に2点、補足で説明させていただきます。

審議資料の121ページを御覧ください。

先般、7月13日に、山梨県弁護士会から、「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を公表したとして、本審議会あてと山梨労働局あてに、それぞれ声明文が送付されましたので、審議会あてのものを資料として添付いたしました。

各委員の皆様には、御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、資料の123ページを御覧ください。

前回、第1回の本審におきまして、既に御紹介させていただきました山梨県労働組合総連合からの要請及び署名についてですが、7月14日に64名分の署名が追加で提出されましたので、この場で御紹介させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

その他に何かございますか。

ないようでしたら、本日の審議はこれにて終了したいと思います。

この後、引き続きこの会場で第2回専門部会を開催いたしますので、専門部会委員の皆様は引き続き、よろしく申し上げます。

なお、本日の議事録の確認は、白倉委員と一之瀬委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは長時間お疲れさまでした。

ありがとうございました。